

イベント・お祭りで加工食品を販売される皆様へ

食品表示が必要です!!

直売所や道の駅で販売する食品や、イベントなど一時的であっても、加工食品を容器包装して販売する場合には、食品表示法で決められた表示が必要です。

✓ 必要事項が正しく表示されているか確認しましょう

商品の内容を表す一般的な名称を表示 ※商品名≠名称

原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示

原材料に占める重量割合が最も高い原材料は原料原産地を表示

添加物は原材料の最後に「/」で区切り、使用した重量割合の高いものから順に表示

単位や個数を明記

賞味期限又は消費期限、具体的な保存方法を表示

製造者氏名(個人名又は法人名)及び製造所の所在地を表示

※ 屋号や任意団体名のみは不適切です



名称	クッキー
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、バター、牛乳、卵黄/香料、乳化剤(一部に小麦・乳成分・卵・大豆を含む)
内容量	10枚
賞味期限	令和6年4月1日
保存方法	高温多湿を避け、常温で保存してください。
製造者	株式会社 倉吉菓子製造 鳥取県倉吉市〇町1-1

原材料・添加物に含まれる全ての特定原材料(アレルギー)についてもれなく表示

特定原材料: えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)

💡 どうして食品表示が必要？

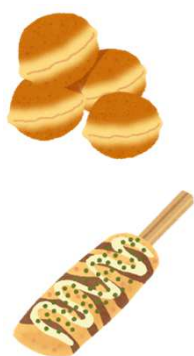
食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、食べる際の安全性を確保したりする上で重要な情報源です。万が一、事故が生じた場合には、その原因の究明や製品回収などの行政措置を迅速かつ的確に行うための手掛かりとなります。

💡 賞味期限、消費期限は誰がどうやって決めたらいい？

食品の情報を把握している製造業者等の食品関連事業者（表示責任者）が科学的、合理的根拠をもって適正に設定を行います。原材料、商品の殺菌、包装の仕方等で食品の保存できる期間は大幅に変わるからです。

💡 ホチキスや輪ゴム止め等によって包装したもののでも表示が必要？

「容器包装に入れられた」とは、「詰」「入」の区別をしません。したがって、ホチキスや輪ゴム止め等によって容器包装に閉じられた加工食品も表示が必要です。



食品表示は上記以外にも様々な記載方法があります。
詳しくは消費者庁HPや倉吉保健所までお問い合わせください。

